1.バリアフリー基本構想の策定経過

3月 8日

平成13年 7月 6日 ・JR河内磐船駅・京阪河内森駅周辺地区バリアフリー推進連絡協議会(以下 「連絡協議会」という。) の設置 ・第1回連絡協議会(協議会の設立、正副会長の選出、現況報告、対象地区の 説明、今後の進め方) ・第1回公共交通・道路交通合同部会(部会の設立、現況報告、対象地区の説 明、今後の進め方) 8月 現況調査の実施(~9月) 9月 8日 バリアフリー化整備に関する意向調査(9月8日~9月16日) 10月11日 第2回道路交通部会、公共交通部会(現況調査、バリアフリー化整備に関する 意向調査の報告、タウンウォッチングの実施概要の説明) 連絡協議会委員に 説明 10月19日 バリアフリー実態点検調査(事前説明会) 10月26日 バリアフリー実態点検調査(タウンウォッチング調査・意見交換) 11月30日 公共交通事業者へ基本構想の案の作成依頼(交通バリアフリー法第6条第5 項) 第2回連絡協議会(バリアフリー実態点検調査の報告、特定経路について) 12月 7日 12月10日 道路管理者、交通安全事業者へ基本構想の案の作成依頼(交通バリアフリー法 第6条第5項) 12月27日 各事業者から基本構想の案の提出 平成14年 1月30日 第3回連絡協議会・合同部会(基本構想の素案について) 2月 8日 基本構想の素案の縦覧開始(ホームページにおいても基本構想の素案掲示) 市民意見の募集(2月8日~2月20日) 2月20日 基本構想の素案の縦覧終了 2月26日 第4回連絡協議会(基本構想の案について) 2月27日 特定事業に関する事項について協議依頼(交通バリアフリー法第6条第4項) 3月 5日 各事業者との特定事業に関する事項について協議完了



基本構想の作成と公表

連絡協議会

2.パリアフリー推進連絡協議会設置要綱

JR河内磐船駅・京阪河内森駅周辺地区バリアフリー推進連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 鉄道駅舎及びその周辺地区の移動円滑化を推進するため、「JR 河内磐船駅・京阪河内 森駅周辺地区バリアフリー推進連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)」を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡協議会は、交野市がJR河内磐船駅・京阪河内森駅及びその周辺地区において「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成 12年法律第68号)」第6条第1項の移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を作成するにあたり、関係者相互の連絡を図り、移動円滑化についての調整を行うものとする。

(組織)

- 第3条 連絡協議会は、別紙1に掲げる者をもって組織する。
 - 2 前項のほか必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- 3 連絡協議会の円滑な運営を図るため、作業部会(公共交通部会及び道路交通部会)を置く。
- 4 作業部会は、別表 2 1 (公共交通部会)、別表 2 2 (道路交通部会)に掲げる者をもって組織する。

(会長等)

- 第4条 連絡協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は別表1の学識経験者から、選任する。
- 3 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 作業部会に部会長を置く。
- 6 部会長は、会長が指名する。

(会議)

- 第5条 連絡協議会及び作業部会は、必要に応じ、会長及び部会長がそれぞれ召集し、会議を 開催する。
 - 2 会議では別表 1 及び別表 2 に掲げる者(学識経験者を除く)で会議に出席できないときは、 その職務を代理するものを出席させることができる。
 - 3 会長及び部会長は、必要あるときは、別表1及び別表2に掲げる者以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第6条 連絡協議会の事務局は、都市整備部に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

K(4 E)

この要綱は、平成13年7月6日から施行する。

3.バリアフリー推進連絡協議会委員名簿

別表1 (連絡協議会)

				
学識経験者	摂南大学工学部建築学科教授	田中	直人	(会 長)
	近畿大学理工学部建築学科助教授	知花	弘吉	(副会長)
住民代表	交野市身体障害者福祉会会長	橘	順一	
	交野市老人クラブ連合会会長	神林	勉	
	いわふね文化ゾーン会議代表	井上	信夫	
	きさべ文化ゾーン会議代表	北村	三郎	
公共交通機関代表	西日本旅客鉄道㈱大阪支社 総務企画課長	宮村	正博	
	京阪電気鉄道㈱ 運輸事業本部運輸統括部			
	次長	栗生	弘太郎	
	京阪バス㈱営業本部営業部乗合運行担当課長	藤山	雅三	
道路事業者代表	大阪府枚方土木事務所建設課長	平野	明	
	交野市都市整備部長	山本	光茂	
交通安全事業者代表	大阪府枚方警察署交通課長	大北	英生	
関係行政機関	交野市保健福祉部長	中村	由美子	
	大阪府建築都市部建築指導課			
	福祉タウン推進グループ参事	中野	義裕	
事務局	交野市都市整備部			
	事務局長都市整備部参事	福山	敬三	_

別表 2 - 1 (公共交通部会)

学識経験者	摂南大学工学部建築学科教授	田中	直人	(部会長)
公共交通機関代表	西日本旅客鉄道㈱大阪支社総務企画課主査	嶽山	隆浩	
	京阪電気鉄道㈱ 工務部建築課係長	齊藤	康文	
関係機関	交野市都市整備部道路河川課長	奥野	隆雄	
	" 土木管理課長	北尾	茂樹	
	交野市保健福祉部参事兼福祉サービス課長	柴野	東樹	
	大阪府建築都市部建築指導課			
	福祉タウン推進グループ主査	蓑輪	幸男	
事務局	交野市都市整備部		•	
	事務局長都市整備部参事	福山	敬三	

別表2-2 (道路交通部会)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
学識経験者	近畿大学理工学部建築学科助教授	知花	弘吉	(部会長)
道路事業者代表	大阪府枚方土木事務所建設課 企画調整補佐	田中	栄一	
	交野市都市整備部道路河川課長	奥野	隆雄	
	" 土木管理課長	北尾	茂樹	
交通安全事業者代表	大阪府枚方警察署交通課交通規制係長	内海	敏	
関係機関	京阪バス㈱営業本部営業部乗合運行担当課長	藤山	雅三	
	交野市保健福祉部参事兼福祉サービス課長	柴野	東樹	
事務局	交野市都市整備部	•	•	
	事務局長都市整備部参事	福山	敬三	

4. 交通パリアフリー法の仕組みと市町村主導による施策の推進 (国のパンフレットより抜粋)

交通バリアフリー法とは?

(「商融者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」平成12年5月17日公布、11月15日施行)



法律の趣旨

高齢者の方、身体障害者の方、そのほか妊産婦の方などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び 安全性の向上を促進するため、

- 駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、 航空機などのバリアフリー化を推進します。
- ② 駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。



法律の基本的な仕組み

① 基本方針の作成

運輸大臣、建設大臣、国家公安委員会及び自治大臣が、バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推 進するための「基本方針」を作成します。

② 交通事業者に対するバリアフリー基準適合義務

交通事業者に対し、駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルを新しく建設する場合、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などを新しく導入する場合に「バリアフリー基準(移動円滑化基準)」への適合を義務づけます。

③ 市町村の主導による地域のバリアフリー施策の推進

ア、市町村による基本構想の作成

市町村は、基本方針に基づき、一定規模の駅などの旅客施設(「特定旅客施設(注)」)を中心 とした地区(「重点整備地区」)について、駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等 のパリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該重点整備地区におけるパリアフリー化 のための方針、実施する事業等を内容とする「基本構想」を作成することができます。

イ、基本構想に基づく事業の実施

交通事業者、道路管理者及び都道府県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画を作成し、バリ アフリー化のための事業を実施します。

④ パリアフリー化に関する情報の提供

安心して公共交通機関を利用していただけるよう、駅施設などのバリアフリー化の状況についての 情報を提供します。

交通パリアフリー法のしくみ

基本方針(主務大臣)

- 移動円滑化の意義及び目標
- 移動円滑化のために公共交通事業者が減ずべき措置に関する基本的事項
- 市町村が作成する基本構想の指針

公共交通事業者が講すべき措置

新設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の義務

(旅客施設を新設する原の基準適合義務)

- エレベーター、エスカレーターの設置
- ・视覚障害者誘導用ブロックの敷設
- ・トイレを設置する場合の身体障害者用 トイレの設置等

(車両を導入する際の基準適合義務)

- ・鉄道車両の車いすスペースの確保
- 鉄道車両の視覚案内情報装置の設置
- 低床バスの導入
- 航空機能席の可動式射掛けの装着等

既設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の努力義務

重点整備地区におけるバリアフリー化の重点的・一体的な推進 基本構想(市町村) ・駅等の放客施設及びその周辺の地区を重点的に整備すべき地区として指定 - 族客施設、道路、駅前広場等について、移動円滑化のための事業に関する 基本的事項 公共交通特定事業 道路特定事業 交通安全特定事業 その他の事業 公共交通事業者が基本 道路管理者が基本模型 相道府県公安委員会が · 駅前広場、通路等一般 交通の用に供する施設 構想に沿って事業計画 に沿って事業計画を作 基本構想に沿って事業 を作成し、事業を実施 成し、事業を実施 計画を作成し、事業を について必要な措置 駐車場、公園等の整備 実施 支 援 措 器 ・運輸施設整備事業団による 補助金の交付

・地方公共団体が助成を行う 場合の地方債の特例・固定資産税等課税の特例

37